

保育サービスの現状

		利用者の範囲	利用者の選考基準	利用料の設定方法	サービス内容等の 情報開示	公費補助
施設型保育	認可施設	<ul style="list-style-type: none"> 公設公営 <ul style="list-style-type: none"> ・保育に欠ける児童 ・また、不規則勤務や育児疲れの主婦は「特定保育事業」として国庫補助で入所 ・さらに保育に欠けなくとも施設に余裕があれば私的契約児として入所可能 公設民営 <ul style="list-style-type: none"> ・保育に欠ける児童 ・また、不規則勤務や育児疲れの主婦は「特定保育事業」として国庫補助で入所 ・さらに保育に欠けなくとも施設に余裕があれば私的契約児として入所可能 社団法人 <ul style="list-style-type: none"> ・保育に欠ける児童 ・また、不規則勤務や育児疲れの主婦は「特定保育事業」として国庫補助で入所 ・さらに保育に欠けなくとも施設に余裕があれば私的契約児として入所可能 民間企業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育に欠ける児童 ・また、不規則勤務や育児疲れの主婦は「特定保育事業」として国庫補助で入所 ・さらに保育に欠けなくとも施設に余裕があれば私的契約児として入所可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知に基づき各自治体で選考基準を明示 ・地域の実情に合わせて設定 ・兄弟がいる場合など、事情に応じ配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が規定 (応能負担が中心) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体に情報提供義務あり ・保育所にも情報提供義務、契約時の説明義務(努力義務)あり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営費 ・一般財源 ◆施設整備費 国庫補助(ハード交付金)
	認可外施設	<ul style="list-style-type: none"> 駅型 (東京都認証 A型) <ul style="list-style-type: none"> ・保育が必要な0～5歳 小規模、家庭的保育所 (東京都認証 B型) <ul style="list-style-type: none"> ・保育が必要な0～2歳 事業所内 <ul style="list-style-type: none"> ・制度上の制限なし ベビーホテル等 <ul style="list-style-type: none"> ・制度上の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が独自に審査をし、利用者と直接契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限の範囲で施設が独自に設定 ・応益負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に保護者へ「重要事項説明書」を渡し、サービスの内容や施設の概要、事業者の概要などを説明することを義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営費 ・認証都負担 ・認証市区町村負担 ◆施設整備費 ・都負担 ・市区町村負担
	個別型保育	<ul style="list-style-type: none"> 保育ママ (大田区の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・父母が一日4時間以上、週4日以上就労していること ベビシッター <ul style="list-style-type: none"> ・制度上の制限なし ファミリーSC (大田区の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・大田区在住、若しくは勤務 ・おおむね生後4カ月から12歳までの児童 ・この事業の趣旨をよく理解されご賛同いただける方 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育事情の厳しい人が優先 ・保育ママと合意の上契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・2万円/月 ・延長料金250円/時間 ・諸雑費3千円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約前に保育ママと直接話し合い確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯には一部負担あり
			<ul style="list-style-type: none"> ・業者が独自に審査をし、利用者と直接契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者が独自に設定 ・応益負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・全員登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金の9時～17時まで800円/時間 ・それ以外の時間帯は800円/時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区のHPで開示 ・利用申込み時にコーディネーターからサービス内容等について説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体負担 	

認可保育所の入所基準

「保育所」とは

- ・ 保育所は、児童福祉法第24条で規定する「保育に欠ける児童」を保護者に代わって保育する児童福祉施設。

【児童福祉法第24条 (要約)】

「市町村は、児童の保育に欠ける場合、保護者から申込みがあったときは、児童を保育所において保育しなければならない。」

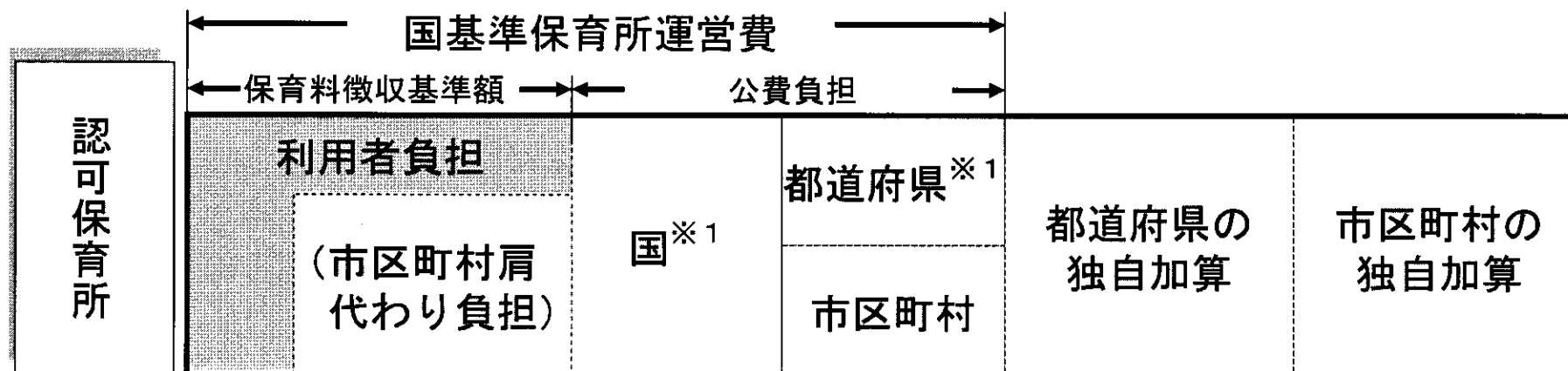
「保育に欠ける児童」の要件

- ・ 保護者が仕事をしている場合
- ・ 保護者に病気や心身の障害がある場合
- ・ 保護者が病人や心身障害者の世話をしている場合
- ・ 保護者が出産をする場合
- ・ 災害の復旧活動をしている場合
- ・ その他、明らかに保育ができない事情がある場合

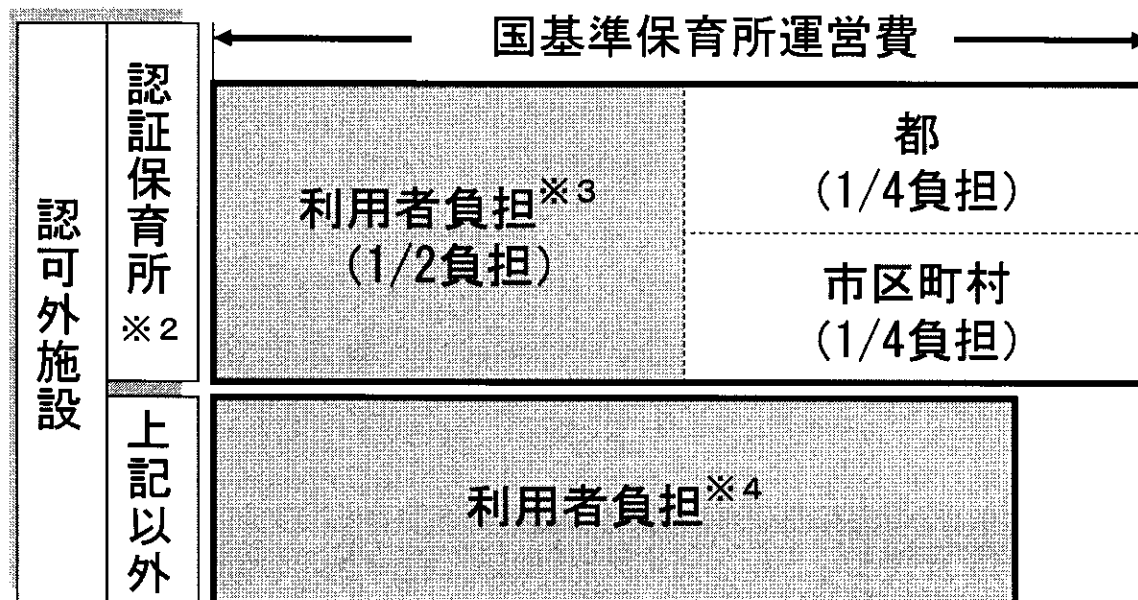
(参考) 入所手続き

- ・ 入所申込書に必要な書類を添付し、役所の保育課等又は第1希望の保育所に提出
- ・ 申込書には第3希望まで書けるが、自治体ごとに柔軟に対応(第6希望まで、無制限等)
- ・ 入所できなかったときは、自治体により差異はあるが概ね以下の対応
 - (1) 定員に余裕がないため入所できない利用者に対しては、選考結果を文書で通知
 - (2) 入所申込書は申込みの日の年度中は有効で、希望の保育所に受入枠が生じることに入所選考の対象となる

保育料と公費負担の仕組み



※1 公立保育所は、平成16年度から一般財源化され、市区町村が負担。



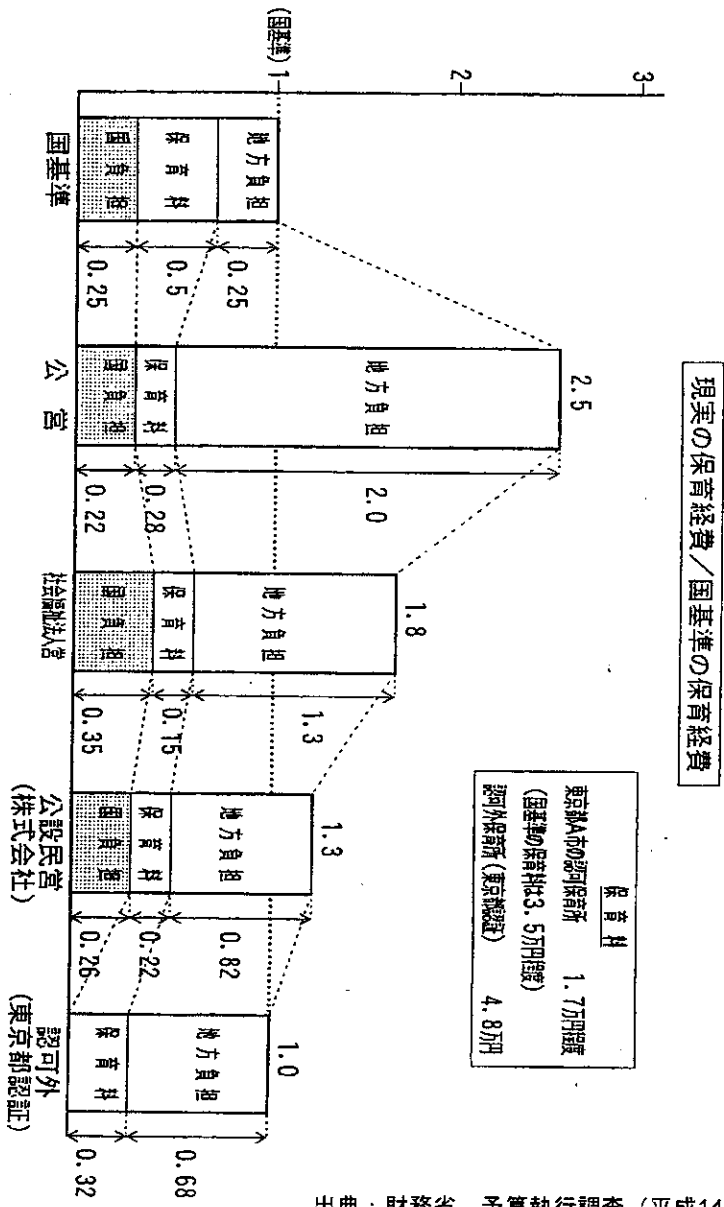
※2 認証保育所は東京都独自の施設

※3 一部の市区では事業者や利用者に対する独自加算の補助を実施。

※4 一部の都道府県、市区町村では事業者や利用者に対する独自加算の補助を実施。

保育料と公費負担の仕組み

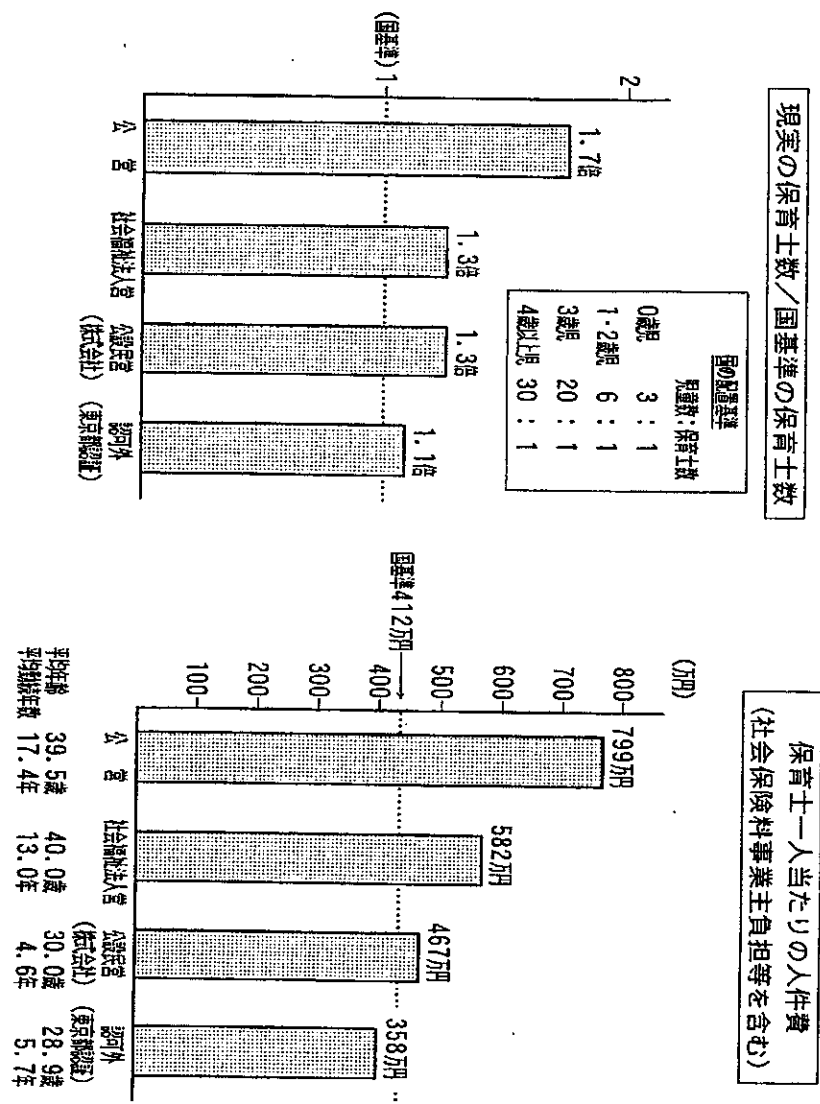
《東京都A市の例》



出 発： 経 済 予 算 執 行 調 査 (平 成 14 年 6 月、 9 月)

(注) ①国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿である。実際に訪問した保育所の児童の
②国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

保育士の人数 × 保育士一人当たりの人件費 ⇒ 保育経費の大宗を決定



保育料と公費負担の仕組み

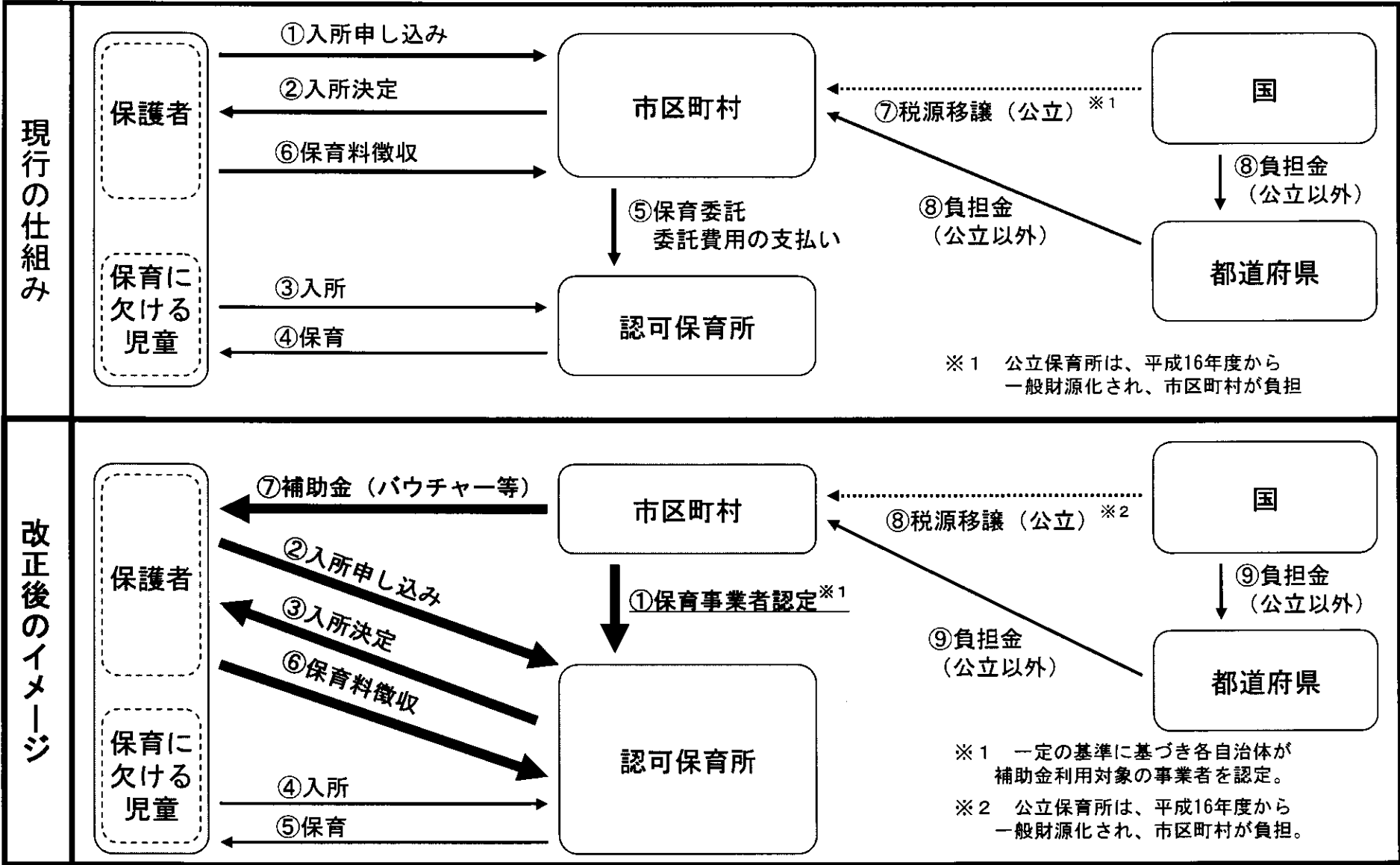
民間企業の参入状況

		全国		東京	
		数	比率	数	比率
保育所の数 経営主体別	公立	12,566	56%	973	60%
	公営	12,236		938	
	民営	330		35	
	社会福祉法人	8,939	40%	560	35%
	民間企業	886	4%	86	5%
	計	22,391	100%	1,619	100%

注：東京都の数値は調査時期の違いにより若干の誤差あり

参考資料：厚生労働省 平成15年社会福祉施設等調査
東京都福祉保健局 保育事業関係資料

保育料と公的負担の仕組み



年齢別保育単価と費用徴収基準額

			0歳	1～2歳	3歳	4～6歳
保育単価（月額）			15.1万円	9.0万円	4.3万円	3.7万円
費用徴収基準額	第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）		0円		
	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000円	6,000円	
	第3階層		市町村民税 課税世帯	19,500円	16,500円	
	第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円	27,000円 （保育単価限度）	
	第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円	41,500円 （保育単価限度）	
	第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000円	58,000円 （保育単価限度）	
	第7階層		408,000円以上	80,000円 （保育単価限度）	77,000円 （保育単価限度）	

※ 保育単価は平成15年度の定員90人、丙地域区分

※ 金額は月額を表示

年齢別保育単価と費用徴収基準額

東京都A区の例

経営形態別保育単価(月額) (万円)

	公設公営	公設民営	民設民営
一人当たり平均保育単価	15.4	12.2	7.5

保育単価(参考資料4.)との比較

園別、年齢別一人当たり保育単価(月額)

(万円)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員総合計	保育単価換算	不足額
保育単価	15.1	9.0	4.3	3.7					
公設公営(80人規模)									
A園(定員80人)	46.2	18.1	16.0	8.3	7.4	7.3	1187.8	540.1	647.7
B園(定員80人)	48.5	20.0	17.7	9.7	8.6	8.6	1314.3	540.7	773.6
C園(定員79人)	53.7	20.9	18.5	9.9	8.9	8.9	1330.2	536.4	793.8
民設民営(80人規模)									
D園(定員76人)	34.3	15.5	13.7	7.3	6.6	6.6	936.5	496.5	440.0